

長崎市規則第108号

長崎市宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

令和 8 年 10 月 9 日

長崎市長 鈴木 史朗

長崎市宿泊税条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

長崎市宿泊税条例の一部を改正する条例（令和8年長崎市条例第6号）
の施行期日は、令和9年4月1日とする。